

# 兵庫県公報

平成20年3月5日 水曜日 第2号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

## 目次

条 例	ページ
政治倫理の確立のための兵庫県議会議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例 (議会議務局総務課) .....	1
県議会告示 兵庫県議会議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する規程 .....	1

## 公布された法令のあらまし

●政治倫理の確立のための兵庫県議会議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例(条例第7号)  
郵便貯金法の廃止により郵便貯金の制度が廃止されたこと及び証券取引法の一部改正により信託の受益権が  
有価証券とみなされることとされたこと等に伴い、所要の整備を行うこととした。

## 条 例

政治倫理の確立のための兵庫県議会議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月5日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県条例第7号

政治倫理の確立のための兵庫県議会議員の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例

政治倫理の確立のための兵庫県議会議員の資産等の公開に関する条例(平成7年兵庫県条例第44号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「、貯金(普通貯金を除く。)及び郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)」を「及び貯金(普通貯金を除く。)」に、「、貯金及び郵便貯金の額」を「及び貯金の額」に改め、同項第5号を削り、同項第6号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の政治倫理の確立のための兵庫県議会議員の資産等の公開に関する条例第2条の規定の適用については、郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第102号)附則第3条第10号に規定する旧郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)は、預金とみなす。

## 県 議 会 告 示

兵庫県議会告示第1号

兵庫県議会議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成20年3月5日

兵庫県議会議長 山口信行

兵庫県議会議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する規程

兵庫県議会議員の資産等の公開に関する規程(平成7年兵庫県議会告示第1号)の一部を次のように改正する。  
 第2条第2項中「第2条第1項第6号」を「第2条第1項第5号」に、「資本」を「資本金」に、「証券取引所」を「金融商品取引所」に、「証券業協会」を「認可金融商品取引業協会」に改め、同条第3項中「第2条第1項第6号」を「第2条第1項第5号」に改め、「株券」の右に「、金銭信託」を加え、同条第4項から第7項までの規定中「第2条第1項第7号」を「第2条第1項第6号」に改める。

様式第1号4中「・郵便貯金」を削り、

「

貯金の総額(普通貯金を除く。)	円
郵便貯金の総額(通常郵便貯金を除く。)	円

」

を

「

貯金の総額(普通貯金を除く。)	円
-----------------	---

」

に改め、同様式5を削り、同様式6(1)中「・社債券」の右に「・金銭信託」を、「額面金額の総額」の右に「(金銭信託については元本の総額)」を加え、

「

社 債 券	円
-------	---

」

を

「

社 債 券	円
金 銭 信 託	円

」

に改め、同様式中6を5とし、7から10までを6から9までとする。

様式第2号4中「・郵便貯金」を削り、

「

預金の総額(当座預金及び普通預金を除く。)	円
貯金の総額(普通貯金を除く。)	円
郵便貯金の総額(通常郵便貯金を除く。)	円

」

を

「

預金の増加額・新規預金額 (当座預金及び普通預金を除く。)	円
貯金の増加額・新規貯金額 (普通貯金を除く。)	円

」

に改め、同様式5を削り、

「 6 有価証券

(1) 国債証券・地方債証券・社債券・その他(株券を除く。)

種 類	類	額 面 金 額 の 総 額
国 債 証 券	券	円
地 方 債 証 券	券	円
社 債 券	券	円
そ の 他		円

(2) 株券

種 類	銘 柄	株 数
-----	-----	-----

」

を

「 5 有価証券

(1) 国債証券・地方債証券・社債券・金銭信託・その他(株券を除く。)

種 類	額面金額の増加額・新規取得額 (金銭信託については元本の増加額・新規信託額)
国 債 証 券	円
地 方 債 証 券	円
社 債 証 券	円
金 銭 信 託	円
そ の 他	円

(2) 株券

種 類	銘 柄	増加株数・新規取得株数
-----	-----	-------------

に、

「 7 自動車・船舶・航空機・美術工芸品(取得価額が100万円を超えるものに限る。)

区 分	種 類	数 量
-----	-----	-----

を

「 6 自動車・船舶・航空機・美術工芸品(取得価額が100万円を超えるものに限る。)

区 分	種 類	増加数・新規取得数(買換等含む)
-----	-----	------------------

に、「8 ゴルフ場」を「7 ゴルフ場」に、

「 9 貸付金(生計を一にする親族に対するものを除く。)

貸 付 金 の 総 額	円
-------------	---

10 借入金(生計を一にする親族からのものを除く。)

借 入 金 の 総 額	円
-------------	---

を

「 8 貸付金(生計を一にする親族に対するものを除く。)

貸付金の増加額・新規貸付額	円
---------------	---

9 借入金(生計を一にする親族からのものを除く。)

借入金の増加額・新規借入額	円
---------------	---

に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。